

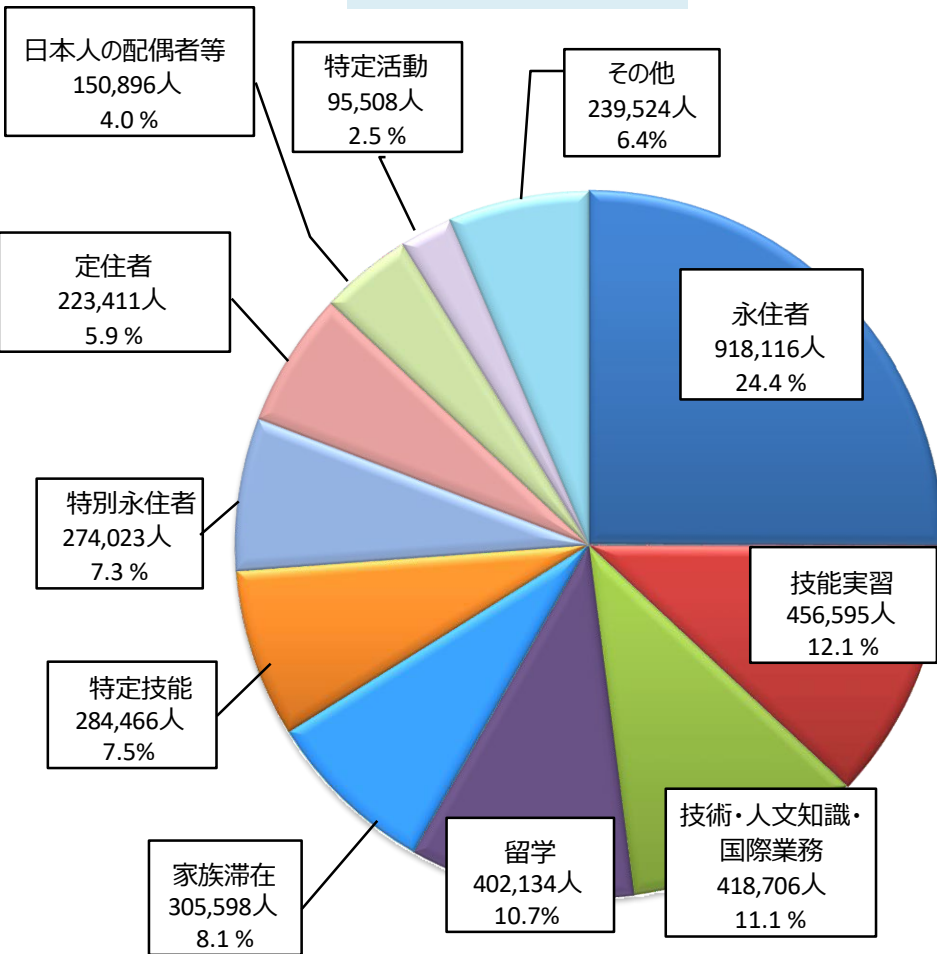
6. 食品製造業における外国人材の受入れ



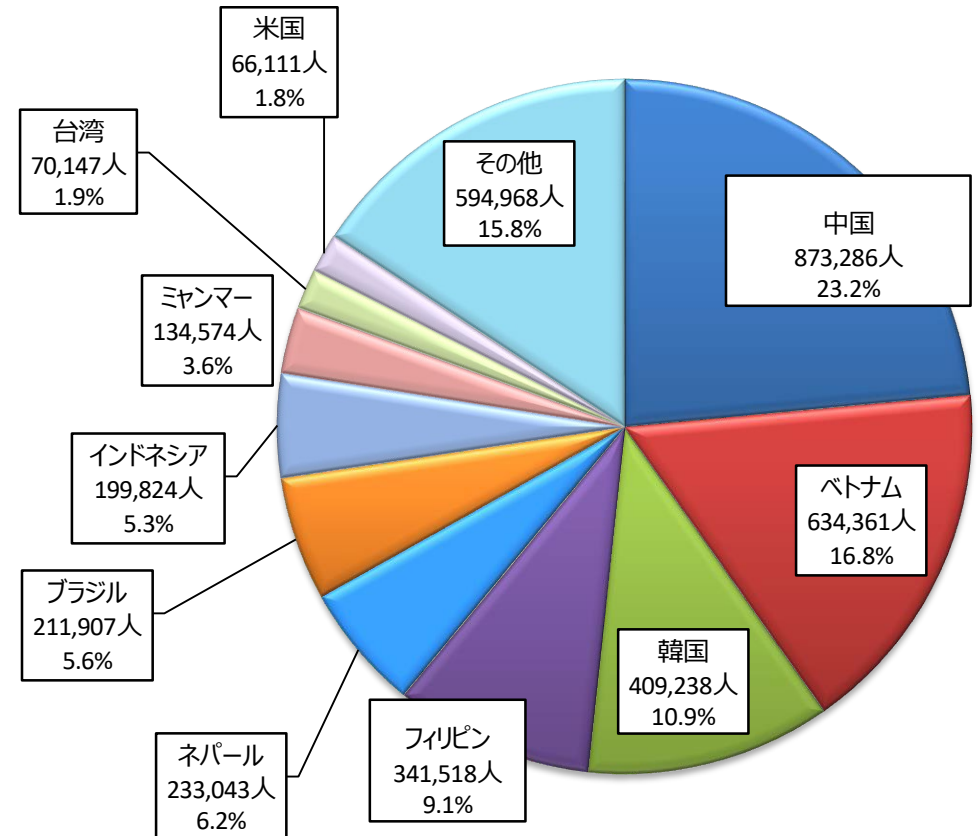
6-1. 在留外国人の在留資格・国籍・地域別内訳（令和6年12月末）

在留外国人数（総数） 376万8,977人

在留資格別



国籍・地域別



6-2. 特定技能と技能実習の制度比較



	技能実習（団体監理型）	特定技能（1号）
関係法令	外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律 ／出入国管理及び難民認定法	出入国管理及び難民認定法
在留資格	在留資格「技能実習」	在留資格「特定技能」
在留期間	技能実習1号：1年以内、技能実習2号：2年以内、 技能実習3号：2年以内（合計で最長5年）	通算5年
外国人の技能水準	なし	相当程度の知識又は経験が必要
入国時の試験	なし (介護職種のみ入国時N4レベルの日本語能力要件あり)	技能水準、日本語能力水準を試験等で確認 (技能実習2号を良好に修了した者は試験等免除)
送出機関	外国政府の推薦又は認定を受けた機関	なし
監理団体	あり (非営利の事業協同組合等が実習実施者への監査その他の監理事業を行う。主務大臣による許可制)	なし
支援機関	なし	あり (個人又は団体が受入れ機関からの委託を受けて特定技能外国人に住居の確保その他の支援を行う。出入国在留管理庁長官による登録制)
外国人と受入れ機関のマッチング	通常監理団体と送出機関を通して行われる	受入れ機関が直接海外で採用活動を行い又は国内外のあっせん機関等を通じて採用することが可能
受入れ機関の人数枠	常勤職員の総数に応じた人数枠あり	人数枠なし（介護分野、建設分野を除く）
活動内容	技能実習計画に基づいて、講習を受け、及び技能等に係る業務に従事する活動（1号） 技能実習計画に基づいて技能等を要する業務に従事する活動（2号、3号） (非専門的・技術的分野)	相当程度の知識又は経験を必要とする技能を要する業務に従事する活動 (専門的・技術的分野)
転籍・転職	原則不可。ただし、実習実施者の倒産等やむを得ない場合や、2号から3号への移行時は転籍可能	同一の業務区分内又は試験によりその技能水準の共通性が確認されている業務区分間において転職可能

6-3. 特定技能制度の概要（在留資格について）

- **深刻化する人手不足への対応**として、生産性の向上や国内人材の確保のための取組を行ってもなお人材を確保することが困難な状況にある産業上の分野に限り、一定の専門性・技能を有し即戦力となる外国人を受け入れるため、在留資格「特定技能1号」及び「特定技能2号」を創設（平成31年4月から実施）
 - **特定技能1号**：特定産業分野に属する**相当程度の知識又は経験を必要とする技能**を要する業務に従事する外国人向けの在留資格
在留者数：293,008人（令和7年2月末現在、速報値）
 - **特定技能2号**：特定産業分野に属する**熟練した技能**を要する業務に従事する外国人向けの在留資格
在留者数：1,351人（令和7年2月末現在、速報値）
- （特定産業分野：介護、**ビルクリーニング**、**工業製品製造業**、**建設**、**造船・船用工業**、**自動車整備**、**航空**、**宿泊**、自動車運送業、鉄道、（16分野）**農業**、**漁業**、**飲食料品製造業**、**外食業**、林業、木材産業
（赤字は特定技能1号・2号でも受入れ可。黒字は特定技能1号のみで受入れ可。）

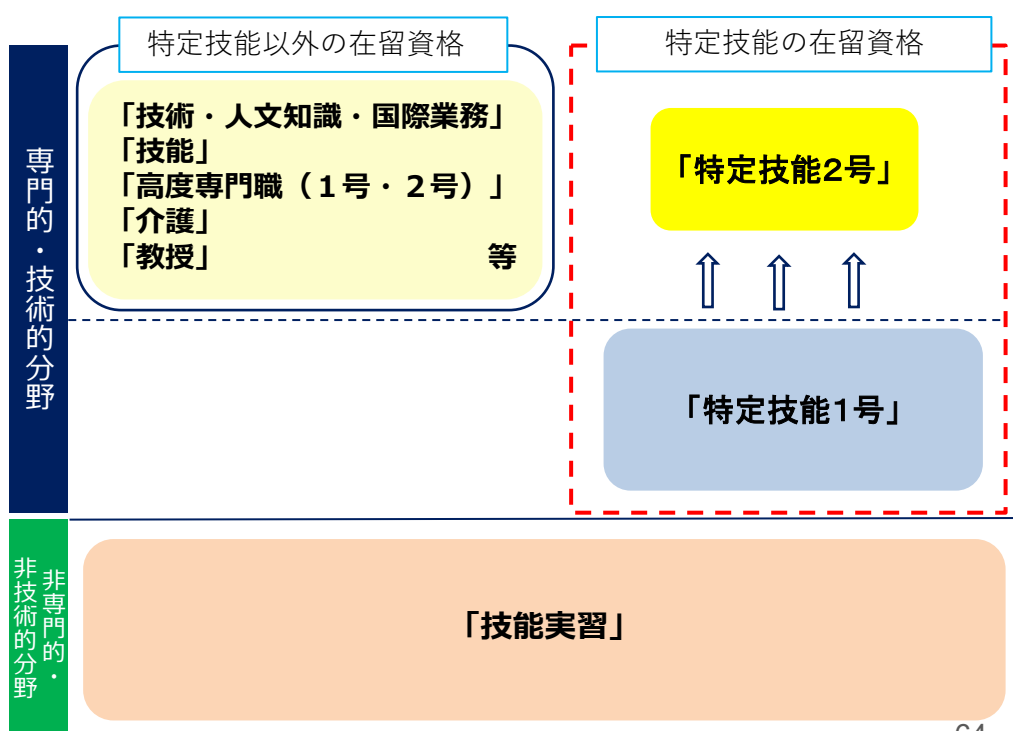
特定技能1号のポイント

在留期間	1年を超えない範囲内で法務大臣が個々の外国人について指定する期間ごとの更新（通算で上限5年まで）
技能水準	試験等で確認（技能実習2号を修了した外国人は試験等免除）
日本語能力水準	試験（N4等）で確認（技能実習2号修了者は免除） ※介護、自動車運送業（タクシー・バス）及び鉄道（運輸係員）分野は別途要件あり
家族の帯同	基本的に認めない
支援	受入れ機関又は登録支援機関による支援の対象

特定技能2号のポイント

在留期間	3年、1年又は6か月ごとの更新（更新回数に制限なし）
技能水準	試験等で確認
日本語能力水準	試験等での確認なし（漁業及び外食業分野（N3）を除く。）
家族の帯同	要件を満たせば可能（配偶者、子）
支援	受入れ機関又は登録支援機関による支援の対象外

【就労が認められる在留資格の技能水準】



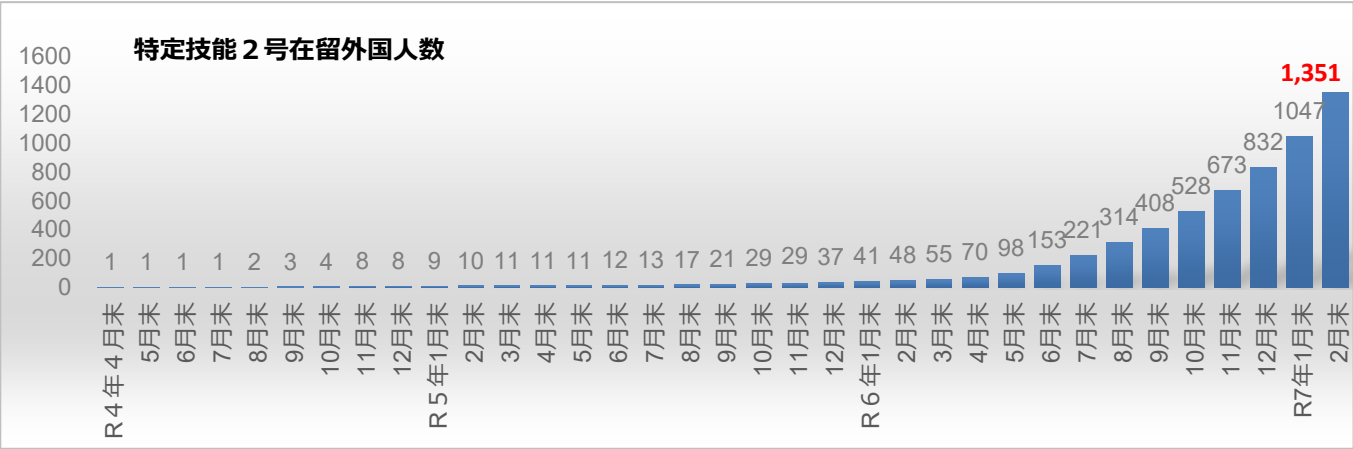
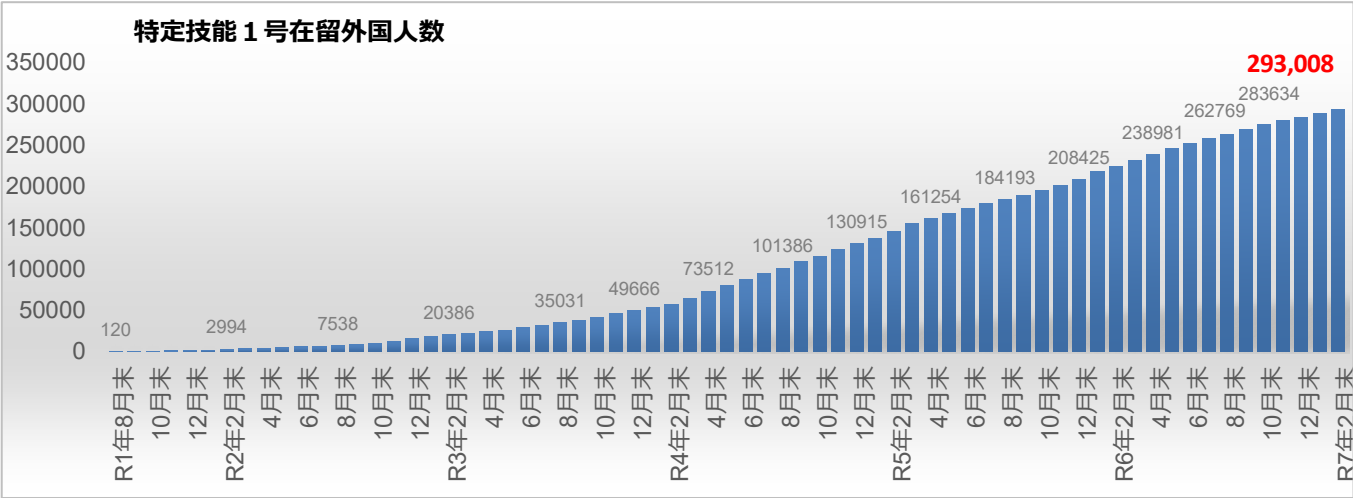
6-4. 特定技能 1 号の対象分野及び業務区分一覧

	分野	1 人手不足状況	2 人材基準		3 その他重要事項	雇用形態
		受入れ見込数 (5 年間の上限)	技能試験	日本語試験	従事する業務	
厚労省	介護	135,000人	介護技能評価試験	国際交流基金日本語基礎テスト又は日本語能力試験（N4 以上） (上記に加えて)介護日本語評価試験	・身体介護等（利用者の心身の状況に応じた入浴、食事、排せつの介助等）のほか、これに付随する支援業務（レクリエーションの実施、機能訓練の補助等） (注)訪問系サービスは対象外 〔1 業務区分〕	直接
	ビルクリーニング	37,000人	ビルクリーニング分野特定技能 1 号評価試験		・建築物内部の清掃 〔1 業務区分〕	直接
経産省	工業製品製造業	173,300人	製造分野特定技能 1 号評価試験	国際交流基金日本語基礎テスト又は日本語能力試験（N4 以上）	・機械金属加工 ・電気電子機器組立て ・金属表面処理 ・紙器・段ボール箱製造 ・コンクリート製品製造 ・RPF製造 ・陶磁器製品製造 ・印刷・製本 ・繊維製品製造 ・縫製 〔10業務区分〕	直接
国交省	建設	80,000人	建設分野特定技能 1 号評価試験等		・土木 ・建築 ・ライフライン・設備 〔3 業務区分〕	直接
	造船・船用工業	36,000人	造船・船用工業分野特定技能 1 号試験等		・造船 ・船用機械 ・船用電気電子機器 〔3 業務区分〕	直接
	自動車整備	10,000人	自動車整備分野特定技能 1 号評価試験等		・自動車の日常点検整備、定期点検整備、特定整備、特定整備に付随する基礎的な業務 〔1 業務区分〕	直接
	航空	4,400人	航空分野特定技能 1 号評価試験		・空港グランドハンドリング（地上走行支援業務、手荷物・貨物取扱業務等） ・航空機整備（機体、装備品等の整備業務等） 〔2 業務区分〕	直接
	宿泊	23,000人	宿泊分野特定技能 1 号評価試験		・宿泊施設におけるフロント、企画・広報、接客及びレストランサービス等の宿泊サービスの提供 〔1 業務区分〕	直接
	自動車運送業	24,500人	自動車運送業分野特定技能 1 号評価試験等		・トラック運転者 ・タクシー運転者 ・バス運転者 〔3 業務区分〕	直接
農水省	鉄道	3,800人	鉄道分野特定技能 1 号評価試験等	国際交流基金日本語基礎テスト又は日本語能力試験（N3 以上） ※「従事する業務」のうち、 青字 については日本語能力試験（N3 以上）	・軌道整備 ・電気設備整備 ・車両整備 ・車両製造 ・運輸係員（駅係員、車掌、運転士） 〔5 業務区分〕	直接
	農業	78,000人	1 号農業技能測定試験	国際交流基金日本語基礎テスト又は日本語能力試験（N4 以上）	・耕種農業全般（栽培管理、農産物の集出荷・選別等） ・畜産農業全般（飼養管理、畜産物の集出荷・選別等） 〔2 業務区分〕	直接 派遣
	漁業	17,000人	1 号漁業技能測定試験		・漁業（漁具の製作・補修、水産動植物の探索、漁具・漁労機械の操作、水産動植物の採捕、漁獲物の処理・保蔵、安全衛生の確保等） ・養殖業（養殖資材の製作・補修・管理、養殖水産動植物の育成管理、養殖水産動植物の収穫（穫）・処理、安全衛生の確保等） 〔2 業務区分〕	直接 派遣
	飲料品製造業	139,000人	飲料品製造業特定技能 1 号技能測定試験		・飲料品製造業全般（飲料品（酒類を除く）の製造・加工、安全衛生の確保） 〔1 業務区分〕	直接
	外食業	53,000人	外食業特定技能 1 号技能測定試験		・外食業全般（飲食物調理、接客、店舗管理） 〔1 業務区分〕	直接
	林業	1,000人	林業技能測定試験		・林業（育林、素材生産等） 〔1 業務区分〕	直接
農水省	木材産業	5,000人	木材産業特定技能 1 号測定試験		・製材業、合板製造業等に係る木材の加工等 〔1 業務区分〕	直接

6-5. 特定技能制度について（運用状況）

- 特定技能在留外国人数は、令和 7 年 2 月末時点（速報値）で、特定技能 1 号 29万3,008名、特定技能 2 号 1,351名。
そのうち飲食料品製造業分野は全分野中で最多の75,094人（特定技能 1 号及び 2 号の合計）。
- 令和11年 3 月末までに13万9,000人の受入れを見込んでいる。

■ 特定技能外国人数（全分野合計）



特定技能1号外国人数

分野	人数
介護	47,063
ビルクリーニング	6,390
工業製品製造業	45,587
建設	40,240
造船・船用工業	9,886
自動車整備	3,212
航空	1,581
宿泊	777
鉄道	6
農業	29,434
漁業	3,569
飲食料品製造業	75,094
外食業	30,169

特定技能 2 号外国人数

分野	人数
ビルクリーニング	5
工業製品製造業	166
建設	290
造船・船用工業	92
自動車整備	17
宿泊	7
農業	260
漁業	7
飲食料品製造業	310
外食業	197

6-6. 育成就労制度の概要

令和6年6月21日、「出入国管理及び難民認定法及び外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律の一部を改正する法律」が公布されました。

それにより、技能移転による国際貢献を目的とする技能実習制度を抜本的に見直し、我が国の人手不足分野における**人材の育成・確保を目的とする育成就労制度が創設**されます（育成就労制度は令和6年6月21日から起算して3年以内の政令で定める日に施行されます。）。

育成就労制度の 目的

「**育成就労産業分野**（育成就労制度の受入れ分野）」（※）において、我が国での3年間の就労を通じて**特定技能1号水準の技能を有する人材を育成**するとともに、当該分野における**人材を確保**すること。

（※）特定産業分野（特定技能制度の受入れ分野）のうち就労を通じて技能を修得させることが相当なもの

基本方針・ 分野別運用方針

育成就労制度の**基本方針**及び育成就労産業分野ごとの**分野別運用方針**を策定する（策定に当たっては、有識者や労使団体の会議体から意見を聴取）。

分野別運用方針において、生産性向上及び国内人材確保を行ってもなお不足する人数に基づき**分野ごとの受入れ見込数を設定し、これを受入れの上限数として運用**する。

育成就労計画の 認定制度

育成就労外国人ごとに作成する「**育成就労計画**」を認定制とする（育成就労計画には育成就労の期間（3年以内）、育成就労の目標（業務、技能、日本語能力等）、内容等が記載され、**外国人育成就労機構による認定を受ける**）。

監理支援機関の 許可制度

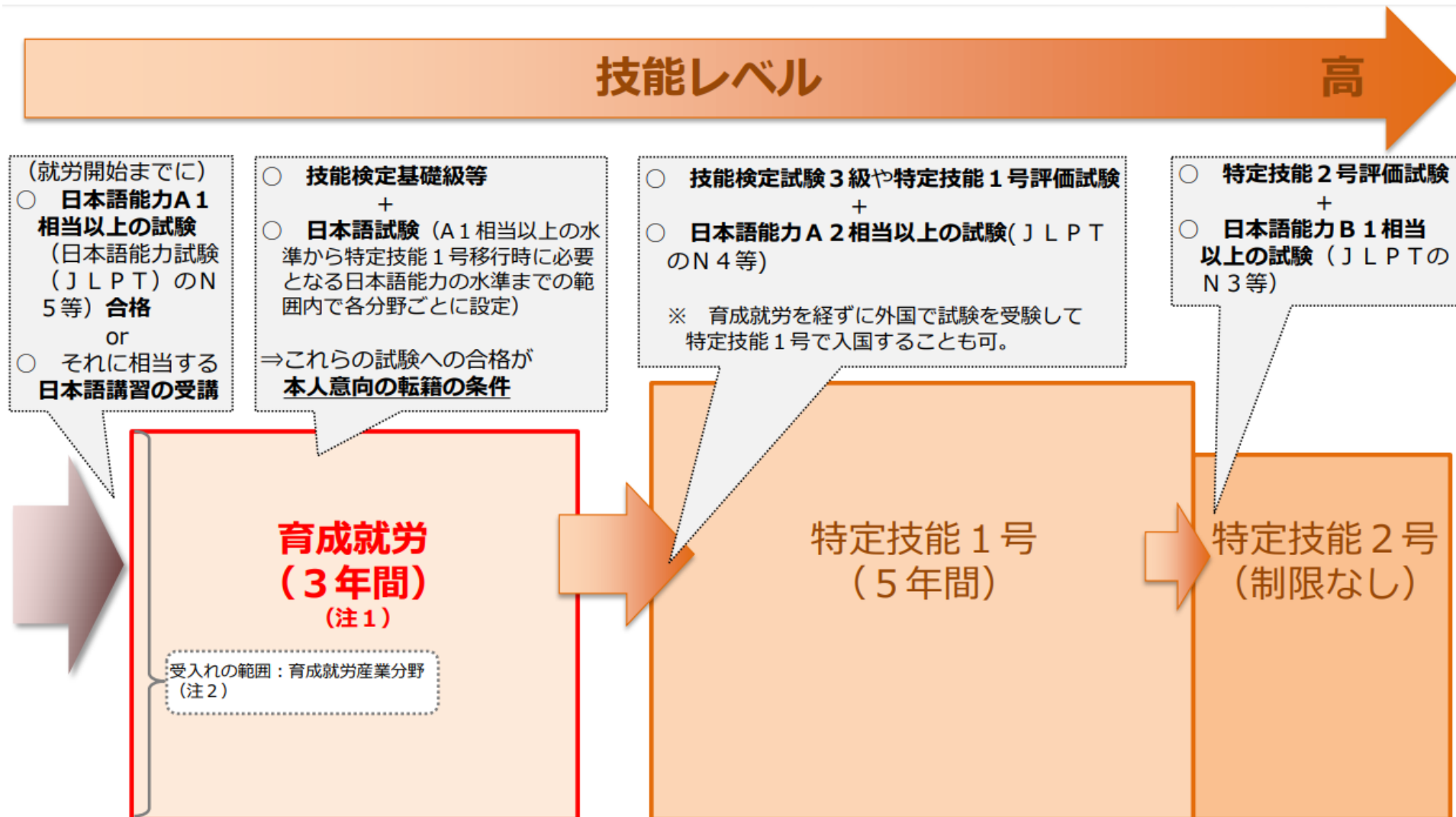
（育成就労外国人と育成就労実施者の間の雇用関係の成立のあっせんや）育成就労が適正に実施されているかどうか監理を行うなどの役割を担う**監理支援機関を許可制とする**（許可基準は厳格化。技能実習制度の監理団体も監理支援機関の許可を受けなければ監理支援事業を行うことはできない。）。

適正な送出しや 受入環境整備の 取組

- ・送出国と二国間取決め（MOC）の作成や送出機関に支払う手数料が不当に高額にならない仕組みの導入など、送出しの適正性を確保する。
- ・育成就労外国人の**本人意向による転籍を一定要件の下で認める**ことなどにより、労働者としての権利保護を適切に図る。
- ・**地域協議会**を組織することなどにより、地域の受入環境整備を促進する。

1

6-7. 育成就労制度のイメージ（特定技能制度との関係性について）



(注 1) 特定技能 1 号の試験不合格となった者には再受験のための最長 1 年の在留継続を認める。

(注 2) 育成就労制度の受入れ対象分野は特定技能制度と原則一致させるが、特定技能の受入れ対象分野でありつつも、国内での育成になじまない分野については、育成就労の対象外。